

ゼビオ株式会社に対する勧告について

平成27年7月31日
公正取引委員会

公正取引委員会は、ゼビオ株式会社（以下「ゼビオ」という。）に対し調査を行ってきたところ、下請代金支払遅延等防止法（以下「下請法」という。）第4条第1項第3号（下請代金の減額の禁止）及び同項第4号（返品の禁止）の規定に違反する行為が認められたので、本日、下請法第7条第2項の規定に基づき、同社に対し勧告を行った。

1 違反行為者の概要

名 称	ゼビオ株式会社
本店所在地	福島県郡山市朝日三丁目7番35号
代 表 者	代表取締役 諸橋 友良
事業の概要	スポーツ用品等の小売業
資 本 金	159億3580万1430円

2 違反事実の概要

- (1) ゼビオは、自社の店舗で販売するスポーツ用品等の製造を資本金の額が3億円以下の法人たる事業者へ委託している（これらの事業者を以下「下請事業者」という。）。
- (2)ア ゼビオは、平成25年8月から平成26年8月までの間、次の(7)及び(4)の行為により、下請事業者の責めに帰すべき理由がないのに、下請代金の額を減じていた。減額した金額は、総額1320万8977円である（下請事業者9名）。
 - (7) ゼビオは、下請事業者が納入した商品の売行きが悪いことを理由に店頭販売価格の引下げを行うに当たって、「値引」として、下請代金の額から差し引いていた。
 - (4) ゼビオは、単価の引下げ改定を行ったところ、単価の引下げの合意日前に発注した商品について引下げ後の単価を遡って適用することにより、下請代金の額から下請代金の額と引下げ後の単価を遡って適用した価格との差額を差し引いていた。

問い合わせ先	公正取引委員会事務総局東北事務所下請課 電話 022-225-8420（直通） 公正取引委員会事務総局経済取引局取引部下請取引調査室 電話 03-3581-3374（直通）
ホームページ	http://www.jftc.go.jp/

イ ゼビオは、平成25年8月から平成26年8月までの間、次の(7)及び(4)の行為により、下請事業者の責めに帰すべき理由がないのに、下請事業者の商品を受領した後、当該商品を引き取らせていた。返品した商品の下請代金相当額は、総額3828万3097円である(下請事業者4名)。

(7) ゼビオは、販売期間が終了したことを理由として、自社の在庫商品を引き取らせていた。

(4) ゼビオは、商品を購入した顧客から商品に不具合があるとのクレームがあったことを理由として、受領後6か月を経過した商品を引き取らせていた。

(3) 本件について、ゼビオは、次の対応を採っている。

ア 前記(2)アの行為について、下請事業者に対し、平成27年7月23日に減額した金額を支払った。

イ 前記(2)イの行為について、下請事業者に対し、平成26年2月から平成27年7月23日までの間に、返品した商品の下請代金相当額を支払うなどした。

3 勧告の概要

(1) ゼビオは、次の事項を取締役会の決議により確認すること。

ア 前記2(2)アの行為が下請法第4条第1項第3号の規定に違反するものであること。

イ 前記2(2)イの行為が下請法第4条第1項第4号の規定に違反するものであること。

ウ 今後、前記各号の規定に違反する行為を行わないこと。

(2) ゼビオは、今後、下請法第4条第1項第3号及び同項第4号の規定に違反する行為を行うことがないように、自社の発注担当者に対する下請法の研修を行うなど社内体制の整備のために必要な措置を講じること。

(3) ゼビオは、次の事項を自社の役員及び従業員に周知徹底すること。

ア 前記(1)及び(2)に基づいて採った措置の内容

イ 前記2(3)の対応を採ったこと。

(4) ゼビオは、次の事項を取引先下請事業者に通知すること。

ア 前記(1)から(3)までに基づいて採った措置の内容

イ 前記2(3)の対応を採ったこと。

(5) ゼビオは、前記(1)から(4)までに基づいて採った措置について、速やかに公正取引委員会に報告すること。

ゼビオ(株) (親事業者) (スポーツ用品等の小売業)

自社の店舗で販売するスポーツ用品等の製造委託



①「値引」等として

**総額約1321万円を
下請代金の額から減額*¹した(9名)**

②「販売期間が終了した在庫商品」, 「受領後6か月を経過した商品」について

**総額約3828万円の商品を
下請事業者に返品*²した(4名)**

※ゼビオは、下請事業者に対し、減額した総額及び
返品した商品の下請代金相当額を支払うなどの対応
を探っている

公正取引委員会 による勧告の内容

- 次の事項を取締役会の決議で確認すること
 - ・今後、減額を行わないこと
 - ・今後、返品を行わないこと
- 下請法の遵守体制を整備すること
など

下請事業者 (10名)

* 1 下請代金の減額

下請事業者に責任がないのに、発注時に決定した下請代金を発注後に減額すること。協賛金の徴収、原材料価格の下落など、名目や方法、金額にかかわらず、あらゆる減額行為が禁止されている。

* 2 不当返品

下請事業者に責任がないのに、発注した物品等を受領後に返品すること。受入検査を行っていないのに不良品が見つかったとして返品することや、直ちに発見できない瑕疵であっても受領後6か月を超えて返品することは禁止されている。

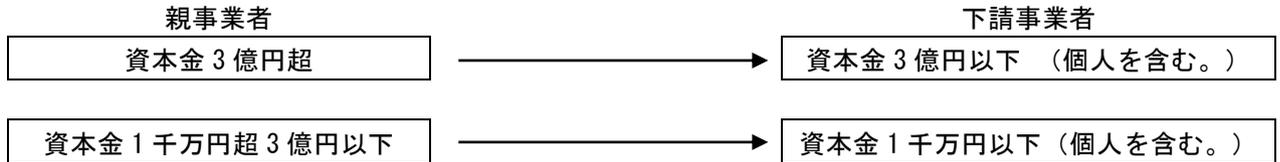
2 下請法の概要

○ 目的（第1条）

下請取引の公正化・下請事業者の利益保護

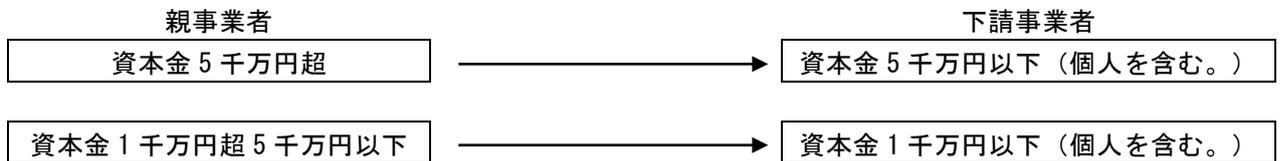
○ 親事業者、下請事業者の定義（第2条第1項～第8項）

a. 物品の製造・修理委託及び政令で定める情報成果物作成・役務提供委託



※ 政令で定める情報成果物作成委託…プログラム
政令で定める役務提供委託…運送, 物品の倉庫における保管, 情報処理

b. 情報成果物作成・役務提供委託（政令で定めるものを除く。）



○ 親事業者の義務（第2条の2, 第3条, 第4条の2, 第5条）及び禁止事項（第4条第1項, 第2項）

a. 義務

- (7) 書面の交付義務（第3条）
- (イ) 書類の作成・保存義務（第5条）
- (ウ) 下請代金の支払期日を定める義務（第2条の2）
- (エ) 遅延利息の支払義務（第4条の2）

b. 禁止事項

- (7) 受領拒否の禁止（第4条第1項第1号）
- (イ) 下請代金の支払遅延の禁止（第4条第1項第2号）
- (ウ) 下請代金の減額の禁止（第4条第1項第3号）
- (エ) 返品 of 禁止（第4条第1項第4号）
- (オ) 買ったたきの禁止（第4条第1項第5号）
- (カ) 購入・利用強制の禁止（第4条第1項第6号）
- (キ) 報復措置の禁止（第4条第1項第7号）
- (ク) 有償支給原材料等の対価の早期決済の禁止（第4条第2項第1号）
- (ケ) 割引困難な手形の交付の禁止（第4条第2項第2号）
- (コ) 不当な経済上の利益の提供要請の禁止（第4条第2項第3号）
- (ク) 不当な給付内容の変更・やり直しの禁止（第4条第2項第4号）

3 参照条文

○ 下請代金支払遅延等防止法（抄）

（昭和三十一年法律第二百十号）

（定義）

第二条 この法律で「製造委託」とは、事業者が業として行う販売若しくは業として請け負う製造（加工を含む。以下同じ。）の目的物たる物品若しくはその半製品、部品、附属品若しくは原材料若しくはこれらの製造に用いる金型又は業として行う物品の修理に必要な部品若しくは原材料の製造を他の事業者へ委託すること及び事業者がその使用し又は消費する物品の製造を業として行う場合にその物品若しくはその半製品、部品、附属品若しくは原材料又はこれらの製造に用いる金型の製造を他の事業者へ委託することをいう。

2～6 （略）

7 この法律で「親事業者」とは、次の各号のいずれかに該当する者をいう。

- 一 資本金の額又は出資の総額が三億円を超える法人たる事業者（政府契約の支払遅延防止等に関する法律（昭和二十四年法律第二百五十六号）第十四条に規定する者を除く。）であつて、個人又は資本金の額若しくは出資の総額が三億円以下の法人たる事業者に対し製造委託等（情報成果物作成委託及び役務提供委託にあつては、それぞれ政令で定める情報成果物及び役務に係るものに限る。次号並びに次項第一号及び第二号において同じ。）をするもの

二～四 （略）

8 この法律で「下請事業者」とは、次の各号のいずれかに該当する者をいう。

- 一 個人又は資本金の額若しくは出資の総額が三億円以下の法人たる事業者であつて、前項第一号に規定する親事業者から製造委託等を受けるもの

二～四 （略）

9 （略）

10 この法律で「下請代金」とは、親事業者が製造委託等をした場合に下請事業者の給付（役務提供委託をした場合にあつては、役務の提供。以下同じ。）に対し支払うべき代金をいう。

（親事業者の遵守事項）

第四条 親事業者は、下請事業者に対し製造委託等をした場合は、次の各号（役務提供委託をした場合にあつては、第一号及び第四号を除く。）に掲げる行為をしてはならない。

一～二 （略）

三 下請事業者の責に帰すべき理由がないのに、下請代金の額を減ずること。

四 下請事業者の責に帰すべき理由がないのに、下請事業者の給付を受領した後、下請事業者にその給付に係る物を引き取らせること。

五～七 （略）

2 （略）

（勧告）

第七条 （略）

2 公正取引委員会は、親事業者が第四条第一項第三号から第六号までに掲げる行為をしたと認めるときは、その親事業者に対し、速やかにその減じた額を支払い、その下請事業者の給付に係る物を再び引き取り、その下請代金の額を引き上げ、又はその購入させた物を引き取るべきことその他必要な措置をとるべきことを勧告するものとする。

3 （略）